

働き人任免服務規定

1963年12月28日 制定
1973年 3月21日 改訂
1988年11月28日 改訂
2000年 3月20日 改訂
2005年 3月21日 改訂
2007年 3月21日 改訂
2011年 3月21日 改訂

(目 的)

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団教規に基づき、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）に所属する働き人の任免及び服務に関する細目事項を定めることを目的とする。

(任 免)

第2条 教団の働き人（教職者及び職員）の任免は責任役員会が行う。

(勤務時間)

第3条 働き人の勤務時間は1か月変形労働時間制とし、1か月を平均して週40時間とする。ただし、囑託の働き人に関しては責任役員会が定める。

- 2 勤務日、および1日の勤務時間ならびに始業、終業および休憩時間は教会ごとによる。

(休 暇)

第4条 年次有給休暇は20日とする。

- 2 年次有給休暇を翌年に繰り越す場合、労働基準法に定められた日数の範囲内とする。
- 3 年次有給休暇または育児休暇などをとる場合は代表役員に届出または申請するものとする。

(休 日)

第5条 週1日の休日とする。国の祝日は休日とする。

(出 張)

第6条 働き人が海外にまたは長期に県外出張をする時には、事前に代表役員の許可を受け、帰着後に報告をするものとする。

(秘密保持)

第7条 働き人は職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(休 職)

第8条 働き人が傷病、留学その他の理由で勤務できない場合は休職とする。休職の期間は1事由につき3年間を超えないものとする。ただし、業務に起因する場合はこの限りではない。なお、休職期間中は責任役員会の認定により給与の一部または全額を支払うことができる。

(戒 規)

第9条 働き人への戒規は教務委員会または総務委員会が別に定める運営細則に照らして審査を行い、戒規内容を責任役員会に答申する。責任役員会は議決の後、戒規を執行する。戒規の内容は次の各号とする。

- (1) 訓戒
- (2) 降格及び聖礼典の執行停止
- (3) 解雇

(解 雇)

第10条 教団は、次の各号に掲げるとき働き人を解雇することがある。

- (1) 働き人が身体または精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき
- (2) 別に定める教団の立つ信仰的立場と異なることを信奉し、教えるとき

(解雇の予告)

第11条 教団が働き人を解雇する場合、1か月以上前に予告するものとする。

(退職の予告)

第12条 働き人が退職しようとする場合、代表役員に原則として1か月以上前に退職願いを提出しなければならない。

(運営細則)

第13条 この規定の運営に関する細則は、教務委員会または総務委員会の議決を経て、責任役員会で定める。

(制定、改廃)

- 第14条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。
- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。